

## 生活営業に関する事業者一覧の提供に係る事務取扱要綱

制定 令和4年3月7日 生衛第1007号  
一部改正 令和4年11月1日 生衛第586号  
一部改正 令和5年11月1日 生衛第600号

(目的)

**第1条** この要綱は、岡山県の保有する生活営業に関する事業者一覧（以下「事業者一覧」という。）の提供に係る事務に関して必要な事項を定め、事務を円滑に実施することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「生活営業」とは、食品衛生法に基づく許可を受けてする営業（以下「食品営業」という。）並びに理容業、美容業、クリーニング業、旅館業並びに興行場及び公衆浴場の営業をいう。

2 この要綱において「申出者」とは、事業者一覧の提供を希望する旨を申し出る者をいう。

3 この要綱において「情報提供」とは、申出者の求めに応じ、岡山県庁文書規程（昭和38年岡山県訓令第18号）第8条の規定による写しの交付として、事業者一覧を提供することをいう。

(申出者の適格)

**第3条** 何人も、この要綱の定めるところにより、情報提供を求める旨を申し出ることができる。

(提供する情報)

**第4条** 提供する情報は、別表1のとおりとし、その対象期間は、別表2のとおりとする。

(申出の方法)

**第5条** 情報提供の申出は、交付申出書（以下「申出書」という。）を提出する方法により行うものとする。

2 申出書を提出する場合において、食品営業の事業者一覧を希望する者は様式第1号を用い、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業又は興行場若しくは公衆浴場の営業の事業者一覧を希望する者は様式第2号を用いるものとする。ただし、様式第1号又は様式第2号によらない申出であっても、情報提供の事務に必要な情報を記載している場合は、申出書に代わるものとして取り扱うことができる。

3 申出書又は第2項ただし書に規定する申出は、申出者が求める情報の種類及び施設が所在する区域に応じ、別表3に示す提出先に提出するものとする。

(提供の方法)

**第6条** 情報提供は、所定の形式の電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法により行うものとする。

2 前項本文に定める所定の形式は、岡山県が生活営業に関する事務の処理に通常用いる形式とする。

(費用徴収)

**第7条** この要綱に基づく情報提供については、費用を徴しない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

営業の種類	項 目
食品営業	施設の名称
	施設の所在地
	施設の電話番号（固定電話に限る。）
	営業者の氏名（法人にあつては、法人の名称ならびに代表者の役職名及び氏名）
	（法人にあつては、法人の所在地）
	営業の種類及び内容
	許可指令番号
	新規許可年月日
	有効期間開始年月日
	有効期間終了年月日
理容業、美容業、クリーニング業、旅館業並びに興行場及び公衆浴場の営業	施設の名称
	施設の所在地
	施設の電話番号（固定電話に限る。）
	営業者の氏名（法人にあつては、法人の名称及び代表者の氏名）
	（法人にあつては、法人の所在地）
	営業の種別（クリーニング業、旅館業及び公衆浴場の営業に限る。）
	許可番号又は検査確認番号
	許可年月日又は検査確認年月日

別表2（第4条関係）

営業の種類	申出者が求める情報	対象期間
食品営業	新たに営業許可を取得した者の一覧	申出書を提出した日の属する月の前月まで
	営業許可を受けている者の一覧	申出書の受理日時点
理容業、美容業、クリーニング業、旅館業並びに興行場及び公衆浴場の営業	新たに開設届を行った者又は営業許可を取得した者の一覧	申出書を提出した日の属する月の前月まで
	開設届出を行っている者又は営業許可を受けている者の一覧	前年度末時点

別表3（第5条関係）

申出者が求める情報の種類	施設が所在する区域	提出先
食品営業	備前保健所管内 （玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市及び和気町の区域）	備前保健所衛生課食品衛生班
	備中保健所管内 （総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町の区域）	備中保健所衛生課食品衛生班
	備北保健所管内 （高梁市及び新見市の区域）	備北保健所備北衛生課
	真庭保健所管内 （真庭市及び新庄村の区域）	真庭保健所真庭衛生課
	美作保健所管内 （津山市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、奈義町及び西粟倉村の区域）	美作保健所衛生課食品衛生班
	岡山県全域（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）	生活衛生課食の安全推進班
理容業、美容業、クリーニング業、旅館業並びに興行場及び公衆浴場の営業	備前保健所管内 （玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市及び和気町の区域）	備前保健所衛生課生活衛生・医薬班
	備中保健所管内 （総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町の区域）	備中保健所衛生課生活衛生・医薬班
	備北保健所管内 （高梁市及び新見市の区域）	備北保健所備北衛生課
	真庭保健所管内 （真庭市及び新庄村の区域）	真庭保健所真庭衛生課
	美作保健所管内 （津山市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、奈義町及び西粟倉村の区域）	美作保健所衛生課生活衛生・医薬班 ※旅館業に限り食品衛生班
	岡山県全域（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）	生活衛生課生活営業指導班